

議案第9号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部 を改正する規則について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場一也

1 提案理由

就学予定者又は学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に送付する入学期日等及び学校指定通知書の記載内容の変更その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

- (1) 性的少数者への配慮の観点から、保護者に送付する入学期日及び学校指定通知書の性別の記載欄を削除する。
- (2) 事務の効率化の観点から、住所地の変更により学齢簿に新たに記載された学齢児童又は学齢生徒等の保護者に送付する入学期日等の通知文書の様式を新たに定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令第5条第1項及び第2項（令第6条において準用する場合を含む。）の」を「次の各号に掲げる」に、「入学期日及び学校指定通知書（別記様式第2号）」を「当該各号に掲げる通知書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 令第5条第1項及び第2項（これらの規定を令第6条第1号の規定により同号に規定する就学予定者に準用する場合及び同条第7号において準用する場合を含む。）入学期日及び学校指定通知書（別記様式第2号）
- (2) 令第6条第1号（同号に規定する就学予定者に係る部分を除く。）から第6号までにおいて準用する令第5条第1項及び第2項 入学児童生徒通知書（別記様式第2号の2）

第5条中「入学児童・生徒通知書」を「入学児童生徒通知書」に改める。

別記様式第2号中「第5条第1項及び第2項」を「第5条」に改め、「下記のとおり児童・生徒を」を「次のとおり児童生徒を」に改め、

「

性 別 を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

」

別記様式第2号の2（第4条関係）

入 学 児 童 生 徒 通 知 書

年 月 日

様

東広島市教育委員会

次のとおり、児童生徒の入学期日及び指定学校を通知します。

児 童 生 徒			保 護 者			入学期日	指定学校	の 学 前 校	備 考
フリガナ 氏 名 (生年月日)	学 年	住 所	フリガナ 氏 名	児童 生徒 と の 続柄	住 所				
()									
()									
()									

別記様式第3号中「入学児童・生徒通知書」を「入学児童生徒通知書」に、「次の児童・生徒」を「次の児童生徒」に改め、

「

児童・生徒				保護者		
氏名 (生年月日)	学年	性別	住所	氏名	児童・生徒との続柄	住所
()						
()						
()						

」

を

「

児童生徒				保護者		
フリガナ 氏名 (生年月日)	学年	性別	住所	フリガナ 氏名	児童 生徒 との 続柄	住所
()						
()						
()						

」

に、「転入前」を「前」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
<p>○東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則 昭和49年6月13日 教育委員会規則第8号</p> <p>(入学期日等の通知)</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる</u> 規定による入学期日等の通知は、<u>当該各号に掲げる通知書</u>を保護者に交付することにより行う。</p> <p>(1) 令第5条第1項及び第2項(これらの規定を令第6条第1号の規定により同号に規定する就学予定者に準用する場合及び同条第7号において準用する場合を含む。) 入学期日及び学校指定通知書(別記様式第2号)</p> <p>(2) 令第6条第1号(同号に規定する就学予定者に係る部分を除く。)から第6号までにおいて準用する令第5条第1項及び第2項 入学児童生徒通知書(別記様式第2号の2)</p> <p>(校長に対する入学者等の通知)</p> <p>第5条 令第7条の規定による就学予定者等の通知は、<u>入学児童生徒通知書</u>(別記様式第3号)を校長に交付することにより行う。</p> <p><u>別記様式第2号(第4条関係)</u> (略)</p> <p><u>別記様式第2号の2(第4条関係)</u> (略)</p> <p><u>別記様式第3号(第5条関係)</u> (略)</p>	<p>○東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則 昭和49年6月13日 教育委員会規則第8号</p> <p>(入学期日等の通知)</p> <p>第4条 <u>令第5条第1項及び第2項(令第6条</u> において準用する場合を含む。)の規定による入学期日等の通知は、<u>入学期日及び学校指定通知書(別記様式第2号)</u>を保護者に交付することにより行う。</p> <p>(校長に対する入学者等の通知)</p> <p>第5条 令第7条の規定による就学予定者等の通知は、<u>入学児童・生徒通知書</u>(別記様式第3号)を校長に交付することにより行う。</p> <p><u>別記様式第2号(第4条関係)</u> (略)</p> <p><u>別記様式第3号(第5条関係)</u> (略)</p>